

ASBJ 御中

修正国際基準公開草案第 6 号（リース関連）

【問 1 について】

趣旨に賛同する。

しかし、以下の点で考慮が必要であると思料する。

・オペレーティング・リースを原則廃止することの意義は理解できるが、「少額資産」の定義において定量化が必要である。

・第 26 項について、借手と貸手の会計処理の非対称性が残ってしまった旨の記載があるが、これを放置すると連結上の処理が曖昧となることが危惧される。

補足的記載を行うとともに設例を設けることが必要である。

例えば、基準＝100 万円（消費税調整対象固定資産）など。

・家賃など、「更新性」のものについては、1 回の契約期間＝リース期間として良いか否かを明記する必要がある。

特に、21 世紀に入り、5 回目の大きな制度改正の施行を迎えようとしているが、連結会計コンサルタントの中に、制度改正へのキャッチアップが十分とは言い難い人々や、商法時代の旧制度用語を未だに使っている人々が散見される。

斯様な事態を防止するためにも制度改正の周知徹底は不可欠であり、設例は個別と連結と双方設けるべきである。このリースについても、誤解している人が少なくない分野であり、手厚い情報提供が求められる論点であると考えられる。

【問 2 について】

趣旨に賛同する。しかし、以下の点で考慮が必要であると思料する。

・持分法については、多くの書物で「一行連結」などと軽く扱われる傾向にあり、残念ながら、学習者が誤解していることも少なくないようである。

この点についても設例を設けて、誤解が発生することの無いよう、周知徹底に努めるべきである。

【その他】

・日本公認会計士協会の平成 31 年度税制改正要望書では、個別財務諸表（会社法適用企業を含む）に対する IFRS の選択適用を認めるべきであるとの記載がある。

この件については、前向きな与党議員も少なくないと聞いている。ASBJ としても、実現に向けて、積極的なバックアップを行うべきであると考えられる。

⇒これは製造業にとって大変な朗報である。何故なら、個別会計においても、R&D 費用の資産計上が事実上復活するからである。

2006 年度以降、JGAAP では R&D 費用が一律費用処理されるという、他の先進国には見られない異様な制度となっているからである。公聴会の資料でも指摘したように、

この改正は IFRS コンバージェンスの流れへの逆行であったと考えられる。しかも、R&D 費用は、税法上は一定の枠しか損金算入不可であり、製造業にとっては「新技術や新製品の研究・開発をすればするほど PL が悪化し、かつ、法人税の節税効果も乏しい」という非常に過酷な状態となっている。その為、製造業において「虎の子」である筈の研究開発部門が、コストセンターとして扱われ、「R&D 費用の圧縮が PL を良くする」という矛盾に陥っている。このことは我が国の製造業の発展の足かせとなっており、21 世紀の我が国の国際競争力の低下の元凶の一つであると考えられる。

この点については、財務諸表等規則する手もあるが、企業会計基準を改正して、IFRS のように R&D 費用の一部を「無形固定資産」に計上するべきであると考えられる（繰延資産ではなく）。

・私個人としては、JMIS の趣旨に賛同している。それは次の理由による。

- (1) 「のれん」の償却は激変緩和のためのセイフティー・バルブとして非常に有用である。
- (2) 「利益」の本質を考えた場合、OCI の全てをリサイクル対象とすることが妥当であると考えられる。

このように大変優れた基準でありながら、JMIS は、残念ながら、世間での認知は高くないのが現状である。

従って、ASBJ として、マスメディアを含めて、更に積極的に発信を行うとともに、国政への働きかけも強化するべきである。

そして、上記の 2 点を IASB が採用するよう、政府のバックアップも求めるべきである。

・現行の JGAAP では、「リース期間が 1 年以内ならばオフバランスを認める」という例外規定があるが、リース対象品の中には非常に高額なものもあり、2008 年のリースのオンバランス化の改正の趣旨を考えると、これは廃止するべきであると考えられる。

(以上)

田淵 隆明 (2012 年 6 月衆議院「社会保障と税、特別委員会」中央公聴会後述人、公認システム監査人、IFRS&公会計&公共政策コンサルタント)